健第○○○○号

**（案）**

資料１

令和６年○月○日

各市町村長　様

大阪府健康医療部健康推進室長

ＨＰＶ検査単独法による子宮頸がん検診の導入について（依頼）

　日ごろは、本府健康医療行政の推進に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

　さて、大阪府では、市町村及び検診機関に対し専門的な見地からがん検診の実施方法、その効果及び精度管理のあり方等について適切な実施を推進するため、大阪府がん対策推進委員会がん検診部会を設置し協議を行っております。

　先般開催しました当部会において、大阪府内市町村におけるＨＰＶ検査単独法による子宮頸がん検診の実施体制等について協議した結果、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、趣旨を御理解いただきますようお願いします。

記

大阪府内市町村にて実施するＨＰＶ検査単独法による子宮頸がん検診については、「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針（令和６年２月14日一部改正）」及び「対策型検診におけるＨＰＶ検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」を遵守すること。

また、がん検診としてのＨＰＶ検査単独法は、ＨＰＶ陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理体制の構築が前提であり、遵守できない場合は効果が細胞診単独法を下回る可能性があることに加え、活用すべきマニュアルが暫定版であることも踏まえて、導入にあたっては、指針に定められた要件を満たしたうえで実施できるよう十分な検討を行い、計画的に進めること。

（参考）

・がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

　<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059490.html>

・対策型検診におけるＨＰＶ検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル

|  |
| --- |
| 問い合せ先大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課 がん対策グループ　新田・俣野電　話：０６－６９４４－９１６３ＦＡＸ：０６－６９４４－７２６２ |

　<https://www.jsog.or.jp/news/pdf/20240222_HPV.pdf>